

プロポーザル方式事務処理基準

平成24年7月12日企財第96号

(趣旨)

第1 この基準は、山田町プロポーザル方式実施要綱(平成24年7月12日付け企財第95号。以下「実施要綱」という。)の規定により、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 実施要綱第2第1号に規定するプロポーザル方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 実施要綱第2第2号に規定する公募型プロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 実施要綱第2第3号に規定する指名型プロポーザル方式をいう。
- (4) プロポーザル方式実施委員会 実施要綱第5に規定するプロポーザル方式実施委員会(以下「委員会」という。)をいう。

(プロポーザル方式の実施)

第3 プロポーザル方式の実施は、原則として公募型プロポーザル方式によるものとする。ただし、当該業務の内容から、潜在的参加者が少数となる場合等公募型プロポーザル方式によることが適当でないと認められるときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

(評価基準の設定)

第4 評価基準は、おおむね別紙「プロポーザル方式評価基準(設定例)」に従い設定するものとする。この場合において、評価項目、配点等は、当該業務の内容に応じ、適切なものとしなければならない。

(公告の方法)

第5 公募型プロポーザル方式を実施する場合における公告は、山田町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(参加表明書の提出期限の短縮)

第6 実施要綱第13ただし書の規定により参加表明書の提出期限を短縮するときは、3日を限度として行うものとする。

(参加資格の確認の通知等)

第7 公募型プロポーザル方式における参加資格の確認の通知及び提案

書等の提出要請は、参加表明書の提出期限の翌日から起算して10日以内に行わなければならない。

(提出意思確認書の提出期限の設定)

第8 指名型プロポーザル方式における提案意思確認書の提出期限は、提案書等の提出を要請する日の翌日から起算して、おおむね1週間を経過する日に設定するものとする。

(説明書等に対する質問の提出期限の設定等)

第9 説明書等に対する質問の提出期限は、提案書等の提出要請をする日の翌日から起算して、おおむね1週間を経過する日に設定するものとする。

2 説明書等に対する質問への回答は、当該質問の提出期限の日の翌日から起算して1週間以内に行うものとする。

(ヒアリング等の実施)

第10 当該プロポーザル方式において、ヒアリング及びプレゼンテーション等を実施するときは、提案書の提出期限の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

(評価基準に基づく評価)

第11 第4の規定により設定された評価基準に基づく評価は、委員会の各委員が行うものとする。

(受注者の特定方法)

第12 受注者の特定は、第11の規定により行った委員会の各委員の評価基準に基づく評価に係る点数の合計が最も高い者を受注者に特定する方法により行うものとする。

2 前項の規定により受注者を特定する場合において、受注者に特定すべき者が複数となったときは、参考見積りの額が最も低い者を受注者に特定するものとする。

(随意契約の締結)

第13 第12の規定により受注者を特定したときは、改めて当該特定した者に書面により当該業務に係る見積書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により求めた当該業務に係る見積書の額が、事前に準備した予定価格の制限の範囲内の額であるときは、当該特定した者と随意契約による方法により契約を締結するものとする。

附 則

この基準は、平成24年7月12日から施行する。

別紙

プロポーザル方式評価基準（設定例）

1 企業の実績

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
企業の実績 10点	(1) 業務遂行技術力	(ア) 過去5年間に同種業務の実績が3件以上ある場合	5点
		(イ) 過去5年間に同種業務の実績が1件以上又は類似業務の実績が2件以上ある場合	3点
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点
		得点	／5点
		【備考】 ① 国、都道府県、市町村、公団その他の公共的団体が発注した業務を評価の対象とする。 ② 評価に当たっては、同種業務の実績を優先する。 <u>注 上記のような判断基準とした場合は、同種業務、類似業務の定義について、委員会で審議すること。</u>	
	(2) 当該地域における業務実績	(ア) 山田町内において業務の実績がある場合	5点
		(イ) 岩手県内において業務の実績がある場合	3点
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点
		得点	／5点
		【備考】 ① 国、都道府県、市町村、公団その他の公共的団体が発注した業務を評価の対象とする。 ② 評価に当たっては、山田町内における業務の実績を優先する。 ③ 評価の対象とする業務の種別は、指定しない。	
合計		／10点	

2 配置技術者の技術力

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
配置技術者の実績等	(1) 技術者資格	(ア) 技術士資格を有する場合	5点
		(イ) R C C M資格を有する場合	3点
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点

25 点

	得点	/ 5 点
	【備考】 <u>注 上記のような判断基準とした場合は、当該業務に対応した資格、部門を備考欄に記載すること。</u>	
(2) 技術研鑽 ^{さん} への取組	(ア) CPD制度に継続参加中である場合	5 点
	(イ) 上記に該当しない場合	0 点
	得点	/ 5 点
	【備考】	
(3) 実務実績	(ア) 過去 5 年間に同種業務の実績がある場合	5 点
	(イ) 過去 5 年間に類似業務の実績がある場合	3 点
	(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0 点
	得点	/ 5 点
	【備考】 ① 国、都道府県、市町村、公団その他の公共的団体が発注した業務の実績を評価の対象とする。 ② 評価に当たっては、同種業務の実績を優先する。 <u>注 上記のような判断基準とした場合は、同種業務、類似業務の定義について、委員会で審議すること。</u>	
(4) 地域精通度	(ア) 山田町内において業務の実績がある場合	5 点
	(イ) 岩手県内において業務の実績がある場合	3 点
	(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0 点
	得点	/ 5 点
	【備考】 ① 国、都道府県、市町村、公団その他の公共的団体が発注した業務を評価の対象とする。 ② 評価に当たっては、山田町内における業務の実績を優先する。 ③ 評価の対象とする業務の種別は、指定しない。	
(5) 当該業務への専任状況	(ア) 当該業務に専任できる場合	5 点
	(イ) 上記に該当しない場合	0 点
	得点	/ 5 点

	【備考】
合計	／25点

注 配置技術者が複数となる場合は、主たる者を評価対象とすること。

3 業務実施方針

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務実施方針 20点	(1) 業務の内容の理解度	(ア) 目的、条件及び内容の理解度が高く、簡潔に記載されていると認められる場合	10点
		(イ) 上記に比べてやや内容に不足がある場合	6点
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点
		得点	／10点
		【備考】 <u>注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。</u>	
	(2) 実施手順	(ア) 業務の実施手順等の妥当性が高い場合	5点
		(イ) 上記に比べて実施手順等の内容にやや不足がある場合	3点
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点
		得点	／5点
		【備考】 <u>注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。</u>	
	(3) 工程の妥当性	(ア) 各工程で想定される業務量が工程に反映され、実施手順と工程計画に整合が確認できる場合	5点
		(イ) 実施手順との整合が認められる場合	3点
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点
		得点	／5点
		【備考】 <u>注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。</u>	
合計		／20点	

4 特定テーマに対する提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
特定テーマに対する提案 45点	(1) 的確性 ア 与条件の理解度	(ア) 地形、環境、地域特性等の与条件の理解度が高く、課題の解決方法について十分に確認できる場合	15点	
		(イ) 上記に比べてやや内容に不足がある場合	10点	
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点	
		得点	／15点	
		【備考】 注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。		
	イ 提案	(ア) 提案において、当該業務に必要な事項等が確認でき、特定テーマに相応しい内容である場合	15点	
		(イ) 上記に比べてやや内容に不足がある場合	10点	
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点	
		得点	／15点	
		【備考】 注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。		
	(2) 実現性 ア 実現の可能性	イ 裏付けとなる業務の実績の有無	(ア) 提案の内容からその提案の実現の可能性が高いと認められる場合	5点
			(イ) 上記に比べて提案の内容にやや不足がある場合	3点
			(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点
			得点	／5点
			【備考】 注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。	
(3) 独創性			(ア) 前例のない提案、独創的な提案である場合	5点
			(イ) 上記に該当しない場合	0点
			得点	／5点
			【備考】	

	(イ) 上記に比べてやや独創性等に欠ける場合	3点
	(ウ) 上記に該当しない場合	0点
	得点	/5点
	【備考】 注 判断基準は、当該業務に対応したものとすること。	
	合計	/45点

5 ヒアリング

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
ヒアリング 40点	(1) 専門技術力	(ア) 説明が提案書の内容を補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	30点	
		(イ) 提案書の内容は十分であるが、説明が不十分な場合	15点	
		(ウ) 上記ア及びイに該当しない場合	0点	
		得点	/30点	
	(2) 取組姿勢	(ア) 取組意欲が強く感じられる場合	5点	
		(イ) 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
	(3) コミュニケーション力	(ア) 質問に対する応答が明快かつ迅速な場合	5点	
		(イ) 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
	合計			/40点

6 参考見積り

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
参考見積り	業務コストの妥当性	参考見積りの額が、当該業務の内容、規模等に対して不適切である場合は、無効とする。	—

合計 140点

(注意事項)

この設定例は、標準的な評価項目、配点等を示したものであるため、プロポーザル方式を実施するときは、当該業務の内容に適するように評価項目、配点等を設定すること。